

24食産第5016号
平成25年1月23日

各都道府県担当部長 宛

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

韓国向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

韓国向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号）及び「韓国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月29日付23国際第130号）等により、輸入規制措置の内容をお知らせしておりますが、今般、韓国政府は、我が国の国内措置の変更を受けて、輸入規制措置を下記のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

なお、水産物については、水産庁において証明書を発行しております。

記

1. 変更された点

輸入停止措置の対象となる品目に、「宮城県産のそば」（平成24年11月19日）「福島県産の小豆」（平成25年1月7日）、「岩手県産の大豆」（同年1月7日）及び「宮城県産の大豆」（同年1月7日）を追加。

2. 輸入停止措置の対象（新旧対照表）

（変更後）

対象県	品目
青森県	きのこ類、マダラ
岩手県	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、 <u>大豆</u> 、そば、スズキ、マダラ、イワナ、ウグイ、クロダイ
福島県	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、 <u>小豆</u> 、大豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、わらび、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケソウダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、マツカワ、ナガヅカ、ホシザメ、ウナギ、飼料
宮城県	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、 <u>大豆</u> 、 <u>そば</u> 、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ
群馬県	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、ヤマメ、イワナ、飼料
栃木県	ほうれんそう、かきな、栗、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、ウグイ、イワナ、ヤマメ、飼料
埼玉県	きのこ類
茨城県	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスベ、イシガレイ、マダラ、飼料
千葉県	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンブナ
神奈川県	茶
山梨県	きのこ類
長野県	きのこ類
静岡県	きのこ類

(変更前)

対象県	品目
青森県	きのこ類、マダラ
岩手県	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、スズキ、マダラ、イワナ、ウグイ、クロダイ
福島県	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、大豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、わらび、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケソウダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、マツカワ、ナガヅカ、ホシザメ、ウナギ、飼料
宮城県	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ
群馬県	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、ヤマメ、イワナ、飼料
栃木県	ほうれんそう、かきな、栗、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、ウグイ、イワナ、ヤマメ、飼料
埼玉県	きのこ類
茨城県	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスベ、イシガレイ、マダラ、飼料
千葉県	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンブナ
神奈川県	茶
山梨県	きのこ類
長野県	きのこ類
静岡県	きのこ類

3. 韓国政府が要求する輸出証明書の概要

	対 象	証明すべき内容
1	平成 23 年 3 月 11 日より前に生産・加工した全ての食品	生産・加工の時期
2	13 都県（福島、群馬、茨城、栃木、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、東京及び静岡）で生産・加工した水産物以外の食品	韓国の放射性物質基準に適合すること
3	16 都道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島）で生産・加工した水産物	
4	上記区分 2 を除く水産物以外の食品	
5	上記区分 3 を除く水産物	生産・加工した道府県

(参考) 韓国の放射性物質基準

(Bq/kg,L)

核 種	対象食品	基準値
ヨウ素 (^{131}I)	乳幼児食品	100
	乳及び乳加工品	100
	その他食品	300
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	牛乳	50
	乳児用食品	
	飲料水	10
	一般食品	100